

## 有料老人ホームでの事故発生時の報告等の取扱い

### 1 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中の利用者、入所（入院）者（以下、「利用者等」という。）の事故及びサービス提供に関連する利用者等の事故とする。

### 2 報告すべき事故の種類

(1) サービス提供中における死亡事故及び負傷等（送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む。）

死亡事故については、事故死の他、自殺を含むものとする。

負傷等については、概ね骨折や出血等により縫合が必要な外傷、またはそれ以上に重篤な事故とする。

(2) その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。

①震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。

②食中毒、感染症及び結核については保健所へ届出たもののうち、緊急性・重大性の高いもの。

③職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの。

④その他報告が必要と判断されるもの。

(食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について)

1) 食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について、結核、感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症）の患者が発生した場合は、診断した医師は速やかに所管の保健所へ届出を行うとともに、事業者は松原市へ報告する。

2) 事業者は、その他感染症（食中毒を含む。）で、患者が集団発生した場合は、速やかに松原市及び所管の保健所へ報告する。

### 3 報告すべき事故の範囲

(1) 事業者側の過失の有無は問わない。（利用者の自己過失による負傷等であっても、上記2に該当する場合は報告する。）

(2) 事故の程度については、入院及び医療機関で受診を要したもの（施設内の医療処置を含む。）とするが、それ以外においても家族等との間でト

ラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるとは判断されるものについては報告する。

(3) 利用者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合（家族等と紛争が生じる可能性のある場合）は報告する。

(4) その他報告が必要と判断される場合。

#### 4 報告の時期・手順

(1) 事業者は、第一報は少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に松原市へ報告を行う。

なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに松原市へ電話等により報告を行い、その後文書により報告を行う。

(2) 事業者は、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告を行う。

#### 5 報告事項等

##### (1) 報告事項

報告事項は、下記のとおりとする。

①事故状況：事故状況の程度、死亡に至った場合死亡年月日

②事業所の概要：法人名、施設名、事業所番号、サービス種別、所在地

③対象者：氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、保険者、住所、身体状況（要介護度、認知症高齢者日常生活自立度）

④事故の概要：発生日時、発生場所、事故の種別、発生時状況・事故内容の詳細、その他特記すべき事項

⑤事故発生時の対応：発生時の対応、受診方法、受診先（医療機関名、連絡先）、診断名、診断内容、検査・処置等の概要

⑥事故発生後の状況：利用者の状況、家族等への報告（報告した家族等の続柄、報告年月日）、連絡した関係機関(連絡した場合のみ)、本人・家族・関係先等への追加対応予定

⑦事故の原因分析：本人要因、職員要因、環境要因の分析

⑧再発防止策：手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等

⑨その他：特記すべき事項

##### (2) 報告様式

上記(1)に掲げる報告事項が記載されていれば、事業者独自の様式で報告して差し支えないものとする。

## 6 その他事業者の対応

事業者は、事故発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、松原市の指示に従う。

## 7 報告先

事業者は、事故発生に対し、本取扱いに従い、松原市に報告する。

なお、事故の緊急性、重大性等から、必要に応じ、当該利用者等の保険者である市町村（広域連合）に報告するものとする。

(参考)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症

- 一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱
- 二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）
- 三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス及びパラチフス
- 四類感染症：E型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、症腎症候性出血熱（HFRS）、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群（HPS）、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症及びロッキー山紅斑熱